第七十一条の表を次のように改める。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等	
第四十条		
第四十五条第一項及び第二項		
第四十七条第一項及び第二項		
第四十八条第一項及び第三項		
第四十九条		
第五十条第一項		
第六十五条第一項及び第二項		
第三十四条の七	都道府県知事	
第三十四条の八		
第三十四条の九		
第三十四条の十一		
第三十四条の十二		
第三十四条の十三		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の三十		
第三十四条の三十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十六条第二項		
第三十四条の六十四	都道府県知事又は	
第六十五条の十五	中核市	
第六十八条の三	市町村	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議の会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なもの
	中核市以外の市町村	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業
第六十五条の十五	中核市の市長	
第六十八条の三	中核市の市長又は	

第七十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第七十二条　法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

（国民健康保険団体連合会の議決権の特例）

第六十八条の四　国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

2　国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一の十四第七項及び法第五十一の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

附則第一条の二を次のように改める。

第一条の二　法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

附則第五条を次のように改める。

（サービス等利用計画案の提出に関する経過措置）

第五条　平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする。

附則第六条を次のように改める。

（障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置）

第六条　平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。